

団体交渉に関する労働協約

国立大学法人名古屋工業大学長 松井信行（以下「大学」という。）と名古屋工業大学職員組合執行委員長 坂本 功（以下「組合」という。）とは、団体交渉について次のとおり労働協約を締結するものとする。

（団体交渉申入れ）

第1条 団体交渉は次の各号の手続に従って行うこととする。

- 一 団体交渉は申し入れ後1か月以内に行う。
- 二 団体交渉の日時、場所、議題などに関しては、団体交渉開始2週間前に双方で打ち合せる。特に開催日時については、相手方の検討時間を考慮し、双方が合意した日時とする。
- 三 交渉者数は、その都度双方協議して定める。ただし、原則として団体交渉を円滑に行うために、双方とも10名程度の数とする。また、傍聴者については、双方協議の上認めることができるものとし、傍聴者は発言権を有しない。
- 四 団体交渉の議事録を作成するため、大学、組合とも書記をそれぞれ1名出席させることができる。書記は大学の職員及び組合員とする。

（交渉者）

第2条 団体交渉の交渉者は、次のとおりとする。

- 一 大学側 役員及び学長が指名する者とする。
- 二 組合側 執行委員長及び執行委員長が指名又は委任する者とする。

（交渉事項）

第3条 団体交渉の対象事項は、次のとおりとする。

- 一 賃金その他基本的な労働条件に関する事項
- 二 本協約その他の労働協約の締結・変更に関する事項
- 三 その他、大学、組合双方が認めた事項

（交渉時間）

第4条 団体交渉は週休日、休日を除く勤務時間内とし、団体交渉の1回の交渉時間は2時間程度とする。ただし、双方の合意によりその時間を延長することができる。

（遵守事項）

第5条 団体交渉において問題の円滑かつ迅速な解決を図るため、大学、組合双方は次の規定を遵守する。

- 一 交渉が予定時間を超過し、なお未了の場合は相手方の意思を無視して更に交渉を継続しない。この未了の事項については、交渉終了後2週間以内に次回の期日を双方で協議することとする。

（交渉の打ち切り）

第6条 大学と組合は、団体交渉にあたって誠実にこれを行うとともに、合意に向けて最善の努力を傾注する。ただし、相手方が著しく誠意を欠き交渉を続けることができ

ないとき、その他交渉を拒み又は打ち切ることがやむを得ないと認められる正当な理由があるときは、直ちに交渉を拒み又は打ち切ることができる。

(有効期間等)

第7条 本協約の有効期間は、協約締結日から平成17年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1か月前までに大学又は組合のいずれかからも文書による改廃の申出がなければ、この協約は期間満了の翌日からさらに1年間有効とし、それ以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協約に関して生じた疑義及び本協約に定めのない事項については、必要に応じて誠意をもって大学、組合が協議し、双方が承認した場合は、一部又は全部を改訂することができる。

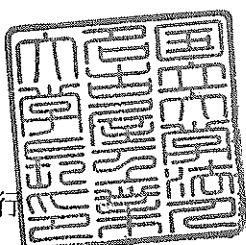
上記の協約の締結を証するため本書2通を作成し、大学、組合それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年12月9日



国立大学法人名古屋工業大学長

松井 信行



名古屋工業大学職員組合執行委員長

坂本

